

協議会だより

令和六年度予算案「運営費における常勤職員配置の改善」

二〇二三年二月三日、「子ども大綱」「子ども未来戦略」「子どもの居場所」について関する指針「子ども政策に関する基本方針」と令和六年度（二〇二四年度）予算案が閣議決定されました。

このなかで、学童保育に関わって「運営費における常勤職員配置の改善」として、「子ども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を二名以上配置した場合」の補助基準額を創設することが示されています。

詳細は、予算が国会で成立した後、実施要綱、交付金交付要綱を通じて

示されるのですが、現時点でわかっているものを、以下に記します。

放課後児童健全育成事業の運営費は現在、指導員の配置状況に応じて四通りの補助基準額が設けられており、これは二〇二四年度も継続されます。

このたびの「常勤の放課後児童支援員を二名以上配置した場合」の補助金を得るには、国・県への交付申請と予算化（議会で承認を得る）を行う必要があります。国都道府県・市町村の負担割合は三分の一ずつのため、実現に向けて各自自治体に働きかけていく必要があります。

その際、指導員には、子どものいない時間にも担うべき仕事があること、「放課後児童クラブ運営指針」に示されている内容（育成支援）を確実に行うための必要性を、日々の

実践にもつぎいねいに説明し、理解してもらうことが大切です。

なお、二〇二四年一月末現在、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では子ども家庭庁につきまことを問いあわせています。

（１）常勤の定義について…子ども家庭庁が行う実施状況調査のなかで「常勤職員の定義」が示されている（本誌二〇二四年一月号「協議会だより」参照）が、今回の「常勤職員配置の改善」に関わる予算に関わって、その内容に変更があるか。

（２）「みなし」に関わる措置について…令和五年度予算では、指導員の有資格者の「みなし」に関わる措置があった（本誌二〇二三年五月号「協議会だより」参照）。今回の予算は、「みなし」の有資格者も対象に含まれるのか。

（３）保護者負担の割合について…本事業の実施と、保護者負担の兼ねあいはどうなるか。

（４）配置の定義について…補助要

件「常勤の放課後児童支援員を二名以上配置した場合」の「配置」とは、「事業所を開所している時間帯を通じて」を指すのか否か。

くわしいことがわかり次第、お知らせします。

実施状況調査の結果がまとまりました

全国連協は、毎年、五月一日現在の学童保育の実施状況を調査しています（全国すべての市町村（特別区を含む。以下同）一七四一市町村を対象とする悉皆調査）。

この調査では、ビジネスとして企業や個人が開設する「民間の学童保育」は含まれていません。以下、二〇二三年度の調査結果の概要を報告します。

◆学童保育数と「支援の単位」数…学童保育数は二万四四九三か所、「支援の単位」数は三万六〇九四でした（前年比、学童保育数七九増、「支援の単位」数七五七増）。少子化や学校の統廃合

などの影響で、施設数、「支援の単位数」を減らしている地域も見られます。

◆入所児童数は一四〇万四〇三〇人でした（前年比五万五九〇八増）。また、どの学年でも入所児童数が前年比で増加しています。一方、利用継続を希望しているにもかかわらず、整備が追いつかないことなどから、小学二年生でも入所できなくなっている地域があります。

また、「子どもが学童保育に行きたくない」「指導員の対応、保育内容に不満がある」など、年度途中の退所、学年が上がる際に利用継続を希望しない家庭が少なからずあることも否めません。

この背景には、子ども集団の規模の上限を大幅に超えて大規模化した学童保育で、子ども一人ひとりがやりたいことを実現できなかったり、指導員が子どもの声や思いを十分にくみ取れていなかったり、ときに威圧的な態度で子どもに接することもあるなど、子どもの安全・安心な生

活が守られていない実態があることも推察されます。

国が「新・放課後子ども総合プラン」(二〇一八年九月策定)であげた「二〇二三年度末までに一五三万人」という整備目標は、最終年度でも達成されておらず、「子ども・子育て支援加速化プラン」の期間である「今後三年間」で早期に達成できるように取り組むとされています。

しかし自治体が、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に利用継続を希望しない場合があることを見越して、学童保育の新設や分割に消極的になっている様子もうかがえます。

◆子ども集団の規模については、国が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で示した「四〇人以下」の「支援の単位」数は全体の約六割でした。かねてより私たちは、大規模化した学童保育では、「事故やケガが増える」「ささいなことでケンカになる」ことなどを指摘してきましたし、二〇二三年春

には「子どもたちが部屋に押し込められ、ギョウギョウ詰めの劣悪な環境に置かれている」「骨折していたにもかかわらず、半日放置された子がいた」ことなどが、新聞やテレビの報道を通じて社会に発信され、注目を集めました。調査結果を見ると、必要な所数は増加しておらず、各学童保育がむしる大規模化している様子もうかがえます。

* * *

子ども家庭庁の調査では、五月一日現在の登録児童数は前年比六万六二二六人増でした。この調査では、はじめて一月一日時点の実施状況(速報値)も調べており、約五万八〇〇〇人が年度途中で退所していることがわかりました。

この結果を「放課後児童クラブは年度前半に利用ニーズが高い」と解釈した子ども家庭庁は、「年度前半や夏季休業中のみ放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する」としています。五月一日時点、一月一日時点の実施状況を継

続して調査することは評価できるものの、その先の議論・施策の方向性は、学童保育本来のあり方から見て、危うい点があり、注視することが必要です。

今年度の調査結果は、二〇二四年一月一七日、厚生労働省内の厚生労働記者会などで記者発表を行いました(資料は全国連協のホームページ参照)。今後、在京の民放ラジオ局全国の地方紙にも報道発表資料を送付する予定です。

【お詫び】

二〇二四年二月号四八ページ、来賓の欄に記載漏れがありました。した。「日本自治体労働組合総連合・非正規雇用・公務員関係評議会 学童保育全国連絡会役員・堀江恵理子様」「全日本建設交連一般労働組合 全国学童保育部会部会長・立嶋峰文様」。心よりお詫びを申し上げます。